

特記仕様書

1. 業務名称及び履行機関

西原町中央公民館等敷地土壤汚染地歴調査業務
契約締結日の翌日～令和5年10月27日

2. 業務目的

本業務は、西原町中央公民館等敷地において、土壤汚染対策法等に基づく地歴調査を実施し、土壤汚染のおそれを把握することを目的とする。

3. 業務内容

(1) 資料調査

- ①土壤汚染対策法等に基づき、調査対象地における過去の土地利用履歴を調査し、有害物質による汚染の可能性等について調査を行うものとする。
- ②根拠となる住宅地図や航空写真、公図の写し等の取得に必要な経費および提供資料等において著作権等による承諾が必要なものの経費を含むものとする。

(2) 聴取調査・現地調査

資料調査において、有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するまでに至らない用地については、必要に応じて聴取調査・現地調査を行うこと。

(3) 調査結果の作成

上記調査結果に基づき、「業務報告書」を作成すること。なお、調査結果は土壤汚染対策法等に基づき実施すること。

4. 業務の実施

- (1) 本業務は、土壤汚染対策法に基づき環境大臣が指定する機関（指定調査機関）が実施すること。
- (2) 沖縄県の計量証明事業者名簿（環境）、事業区分「濃度」に登録があること。
- (3) 受注者は、主任技術者を選任するものとし、土壤履歴調査について十分な実務経験を有し、土壤汚染調査技術管理者の資格を有する者とする。

5. 業務の管理

- (1) 受注者は、協議・打合せに際し、業務打合せ簿・打合せ記録簿等を作成し、発注者に提出しなければならない。

(2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と綿密な連絡を取り、協議・打合せを行うものとする。

(3) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。

6. 資料の貸与等

(1) 本業務の遂行上、必要な資料の収集・調査・検討等は、受注者が行うものとする。

(2) 発注者は、本業務において必要な発注者の有する関係資料を受注者に貸与するものとする。

(3) 受注者は、貸与された関係資料について必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却するものとする。

(4) 受注者は、貸与された関係資料を本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(5) 受注者は、貸与された関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

7. 提出書類

受注者は業務の着手及び完了にあたり、次の書類を発注者に提出すること。

(1) 着手時

ア 業務着手届

イ 業務の工程表

ウ 主任技術者通知書およびその経歴書

エ 業務実施計画書

オ その他必要な書類

(2) 完了時

ア 業務完了通知書

イ 業務範囲に記した書類、資料の完成品

ウ その他必要な書類

8. 成果品

本業務の成果品は次の通りとし、正副各2部ずつ提出することとする。また、作成する図書等の規格の詳細について、協議の上決定する。

(1) 調査報告書（調査結果の根拠となる資料）

(2) 調査記録写真

(3) その他協議の上、必要と認められる資料等

9. 検査

本業務は、発注者の検査合格を持って完了とする。

なお、納品後に成果品に記入漏れ、不備または、誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

10. 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。

11. 守秘義務

受注者は本契約に関し、業務内容及び業務上知り得た事項を第三者にもらしてはならない。なお、業務が完了し、又は業務委託契約が解除された後においても同様とする。

12. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受注者は発注者と十分な打ち合わせ、または協議を行って、業務の遂行に支障のないよう努めなければならない。